

特別条件特約目次

第1条 特約の付加	462
第2条 特別条件	462
第3条 この特約を付加した保険契約および特約の取扱い	462
第4条 この特約を付加した保険契約の失効・復活	464
第5条 この特約を付加した保険契約の減額	464
第6条 割増保険料の返戻金等	464
第7条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	464
第8条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	465
第9条 長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加する場合の特則	465
第10条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に付加する場合の特則	465
第11条 指定契約にこの特約を付加する場合の特則	466
第12条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	466
別表 感染症	467

特別条件特約

(実施 昭31.4.1／改正 平20.6.2)

第1条 特約の付加

保険契約申込みの際の被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合^{*1}には、保険契約締結の際にこの特約を主たる保険契約または特約に付加することができます。

第2条 特別条件

この特約により付加する特別条件は、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の併用とします。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 保険金の削減支払

契約成立日から会社の定める削減期間中に、被保険者が死亡したとき、普通保険約款に定める高度障害状態になったとき、または介護保険金もしくは特定疾病保険金の支払事由に該当したときは、その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表★）によって、死亡したとき、普通保険約款に定める高度障害状態になったとき、または介護保険金の支払事由に該当したときは、保険金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態（普通保険約款に定める高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。以下同じ。）になったときは、高度障害保険金を支払いません。ただし、感染症（別表★）によって、特定高度障害状態になったときは、高度障害保険金を支払います。

★別表（P.467参照）

第3条 この特約を付加した保険契約および特約の取扱い

1. この特約を付加した保険契約および特約については、次の(1)から(5)の取扱いは行いません。

- (1) 保険契約の更新または5年ごと利差配当付遞減定期保険普通保険約款もしくは5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款に定める5年ごと利差配当付普通定期保険契約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (2) 定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、遞減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付遞減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の更新。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の

第1条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

- 場合には取り扱います。
- (3) 定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約、遅減定期保険特約もしくは長期生活保障特約への変更または5年ごと利差配当付定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約、5年ごと利差配当付遅減定期保険特約もしくは5年ごと利差配当付長期生活保障特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (4) 遅減定期保険特約から定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは長期生活保障特約への変更または5年ごと利差配当付遅減定期保険特約から5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付長期生活保障特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (5) 長期生活保障特約から定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは遅減定期保険特約への変更または5年ごと利差配当付長期生活保障特約から5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付遅減定期保険特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (6) 特定疾病保障定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは特定疾病保障終身保険増額特約への変更または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (7) 介護・特定疾病定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは介護・特定疾病終身保険特約への変更または5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (8) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約または5年ごと利差配当付終身保険増額特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (9) 保険契約の契約成立日後の定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約、連生終身保険増額特約、特定疾病保障終身保険増額特約、遅減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、介護・特定疾病終身保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約、5年ごと利差配当付遅減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約、5年ごと利差配当付遅減定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の付加。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保期間経過後は取り扱います。
- (10) 普通定期保険普通保険約款、特定疾病保障定期保険普通保険約款、長期生活保障保険普通保険約款、介護・特定疾病定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付遅減定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款、定期

保険特約、遙減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付遙減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約および5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に定める他の保険契約への加入。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

- (1) 普通終身保険普通保険約款または5年ごと利差配当付普通終身保険普通保険約款に定める保険料をステップ払込方式で払い込む方式への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (2) 延長保険、延長特定疾病保障保険、延長介護・特定疾病保険、払済保険、払済養老保険、払済終身保険、払済特定疾病保障終身保険または払済介護・特定疾病終身保険への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (3) 保険期間または保険料払込期間の延長。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (4) 年金支払期間の延長。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (5) 介護保障移行特約または5年ごと利差配当付介護保障移行特約の付加。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
2. 本条の1.-(1)の場合、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた保険金の削減支払の条件は適用されません。また、保険期間満了の時までに特定高度障害状態についての不担保期間が満了しているときは、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件は適用されず、不担保期間が満了していないときは、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
3. 本条の1.-(2)から(8)および(10)の場合、本条の2.の規定を準用します。

第4条 この特約を付加した保険契約の失効・復活

1. この特約を付加した保険契約が効力を失ったときは、失効後2年以内に限り復活の申込みができます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾したときは、この特約は、契約成立日にさかのぼつて適用されます。

第5条 この特約を付加した保険契約の減額

この特約を付加した保険契約の保険金額が減額されたときは、その減額後2年以内に限り、会社は、第4条（この特約を付加した保険契約の失効・復活）に準じて、保険契約の復旧を取り扱います。

第6条 割増保険料の返戻金等

割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第7条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第11条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第8条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「介護保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第11条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第9条 長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回特約年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回特約年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「特約年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回特約年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第11条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回特約年金の削減期間」と読み替えます。

第10条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減」と、「介護保険金」とあるのをすべて「第1回特約介護年金」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回特約年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回特約年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「特約高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回特約年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第11条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回特約年金の削減期間」と読み替えます。

第11条 指定契約にこの特約を付加する場合の特則

保険契約指定特約に定める指定契約にこの特約を付加するときは、保険契約者は、保険契約指定特約に定める被指定契約の第2保険期間が開始する場合の無選択限度額に加える保険金額としてその指定契約を指定することはできません。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保（被指定契約に特定高度障害状態についての不担保の条件が付加されている場合に限ります。）のときは、保険契約者は、その指定契約を指定することができます。

第12条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次とおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第11条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

別表 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属S A R S コロナウイルスであるものに限ります。)	U04

特
約

特別条件特約

別
表